＜新型コロナウイルス感染症関係＞

介護保険料 減免判定フロー図

減免対象の可否判定

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った。

はい → 申請により保険料の **全額** が免除されます。

いいえ ↓

主たる生計維持者の **事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入**のいずれかの収入が、前年と比べて **10分の３以上** 減少する見込みである。

いいえ → 減免の対象とはなりません

はい ↓

主たる生計維持者の前年比 **10分の３以上** の減少が見込まれる所得以外の前年所得の合計額が **400万円以下** である。

いいえ → 減免の対象とはなりません

はい ↓

算定対象の可否判定

①主たる生計維持者の前年比10分の３以上の減少が見込まれる収入の前年所得額が **０円以下**ではない。
②主たる生計維持者の前年所得合計額が **０円以下**ではない。
※①②の両方を満たす場合のみ「はい」へ

※「所得額」が **０円以下**ではないとは ・・・
- 令和３年中の 給与収入 が 55万1千円以上 である
- 令和３年中の 事業収入 から必要経費を引いた額がプラスである
- 令和３年中の 不動産収入 から必要経費を引いた額がプラスである
- 令和３年中の 山林収入 から必要経費を引いた額がプラスである

はい → 申請により保険料の **一部**又は**全額** が免除されます。

いいえ → 算定上、減免にはなりません